持参するもの

平 4 日 月

資産税課

場所

求めるかたは、資産税課へおいでください。きます。ただし、記載事項についての説明を産課税台帳」の写しの交付を受けることがで、土崎・新屋支所でも納税義務者は「固定資市役所1階」資産税課

代表 者 印を 押し た由

縦覧できるもの┃縦覧できるかた

「、地積、評価額 |**地価格等縦覧帳簿**... 所在、 在

屋価格等縦覧帳簿 床面積、 建築年

地

閲覧できるもの

地番、

床面積、

建築年、家

課税標準額など種類、構造、床

家屋番号、 評価額

午前8時30分~午後5時15円円火から6月2日月までの 分

の縦覧は行い ませ h

* 縦覧帳簿の写しは交付しません。 る場合は、お断りすることがあります。ていただくという制度の趣旨からはずれ有の資産の評価額が適正かどうか確認し * 土地や家屋の評価額を比較し、自己所 自己所

れし

持参するもの

『を押した申請『契約書など)

据え置きます。

評価替え前の価格

免許証など本人で

価額が、

ただし、

度の

価格を上回っ

た 場

合

適正かどうかをご確認ください

で地る

・土新

家屋の価格とを比較するこ一地・家屋の価格と、ほかたな縦覧制度では自分で所

との有

がが土す

閲覧できるかた

きます。ご自分の資産の評・家屋の価格とを比較する

価

額

価を支払っているのほかの権

ているかたれなどの対たいて賃借権

関覧できませ

す部びあ 分その家

納税管理人納税者と同居の親族

納税者の代理人(委任状が必要です)納税管理人

る権利を有するかた固定資産の処分をす

きます 当該権利の

を関する

覧る

で土

本来は「

·価額 =

課

税標

準

書で

地番、

期間

午前8時30分~午後4月1日火から平日

午後5時15分

請用紙または委任状法人の場合は、代めることを証明できる納税通知書、運転の銀 できるもの。運転免許証など本人で

平成15年度は

問い合わせ

地につ

毎年評価額を修正

ます。

3年間据え置くことが適当でない土が、地価の下落などにより評価額を

標準額の

額の割合)によって、調整されい評価額に対する前年度課税

負担水準が高

資産税課章(866)2056 **2**(866)2057

> 煙進的か空+ 主要な道路

第一期分の納期限は6月2日です。は、5月9日にお送りする予定です成15年度の固定資産税納税通知

5月9日にお送りする予定です。

15年度の固定資産税納税通知書

評価額で税額を計算

た平

地域内の主要な道路 に面している標準的 な宅地を選びます

土地

の

評価

を見直

す

評価額も下落傾向となっています。

て地

価の下落が進んで

いるため

A≥h

か

方「

住宅地」

は一部地域で緩や

な上昇があるものの、

全体的には

落傾向が広がりつつあります。

税額が上がる?評価額が下がっ

の

用途により、状況 区分します

土地の固定資産税は

負担水準(%)

負担水準 80%以上

80%未満

70%以上

60%未満

60%以上70%未満

本来は課税標準額 = 評価額

税負担に格差ができます

課税標準額 9割

課税標準額 7割

土地の固定資産税 = 課税標準額×税率1.6%

負担水準によって税額を調整

土地全体の評価額 をもとに算定

1 あたりの評価額は、

前年度課税標準額

[路線価×形状による補正率]で計算

据え置きまたは引き下げ

(住宅地の場合)

ていきます。

負担水準が90%のAさ

んの税額は据え置き、

負担水準が70%のBさ

んの税額を徐々に引き

上げて格差を小さくし

緩やかに引き上げ

緩やかに引き上げ

引き下げ

据え置き

*本来は課税標準額=評価額ですが、地域や土地によって、

評価額と課税標準額の差が大きい所と小さい所があり

ます。この差から生まれる税負担の格差を負担水準を

評価額100

使って調整します(左ページ本文参照)。

産工

場

の設備、

会社

の

備品など)に

所有している+四定資産税は、

る土地や家屋、

今 年 1

月

償却資在

平成15年度は、土地銀税される税金です。

商業地区 の決めかた

地の評価額を決めま す。ただし、形状な どにより補正を行う 場合もあります 度と比べると、 前回

奥行長大地

角地 不整形地

標準的

路線価をもとに各宅

秋田市の地価

の

動

向

低い土地は、緩やかに税負担を記置いたりします。一方、負担水気土地は税負担を引き下げたり、2ています(右参照)。負担水準が

(負担を引き) 負担水準が 高り、据え

の評価替えを行っ

た平成12

は依然と12年

年度の課税標準額との差によっそのため、評価額が下がっても、

よっ

て前

上げていく仕組みになってい

、ます。

緩やかに税負担を引

商業地」

不動産鑑定士によ る評価をもとに、 標準的な宅地1 あたりの価格「路 線価」を決めます

とに計算します。

評価替えは3

年ごとに行

われ

にます

額

×税率」

で求めますが、

負担水流

準

固定資産税の

税額は「

課税標準

準

新

あたりの価格である

Ιţ

うな流れで行います。七どを考慮に入れながら、土地の評価替えは、地

たりの価格である「路線価」をも、、道路に接する標準的な土地1㎡な流れで行います。土地の評価額を考慮に入れながら、上の図のよを地の評価替えは、地価の変動な土地の評価替えは、地価の変動な

が類似する地域に

の固定資産税 住宅地区

資産

税の算定基礎となる土地と家屋

評

価額を3

年ごとに見直す作

<u>:</u>業で

替えを行

います。

評価替えは

固定

土地と家屋

の

評価

す の

に限り閲覧できるようになります。借家人なども、使用している固定資産納税義務者のほか、新たに借地人・

世を支払って、 そのほかのを とかについて (委任状が 納税義務) ·納税管理人 の親族 の親族 の親族 の親族 の親族 ているかれて質価といるか 要ですの代理 を閲覧できせ 所有する固で きせ す部該 分権を利 関の 覧ある ま定本 す資人産が き土

から縦覧・

閲覧制度が変わります。

地方税法の改正により、

4月1

心い縦覧

閲覧

の内

容を

チ

9

ク

を行うために設けられたものです。一定の水準に均衡化し、公平な課土地によりばらつきがある税負担 が、 6 は地価公示価格より つきがありまし 増を避けながら、 割をめどに評価替えを行 年度に全国一 土地の評価額は、 地域やそ ま た

動を反映. 価替え以降、 家屋の評価替えは、 評価替え前の にし、平成15年度0 の固定資産 3年間の建築費の 平成12年度 で 算定. 税 変 0



家屋の固定資産税は

家屋の固定資産税 = 課税標準額×税率1.6%

家屋の 評価額 をもとに算定します

再建築価格とは…評価の対象となった家屋 とまったく同じものを評価の時点において 新築するものとした場合に必要とされる建 築費です。

経年減点補正率とは...建築後の年数経過に よって生じる損耗による家屋の減価などを あらわしたものです。

あは、 1) ます。 固定資産税が少し上がることが

税負担を調整・ ため

このような負担調整は、 れぞれの 税をの急

ŧ

上昇. 年度に全国一律に地価公示価格のきがありました。そのため、平成、その水準も市町村によってばら地価公示価格よりかなり低い額土地の評価額は、平成5年度以前 それ た地域があり によって、 ま 評価額が大幅

> れる場合があります 象 る の は

のの 目で すな

われ方によって決めてい目にかかわりなく、現状 土地の地目は、 市街化区域を対象に、 土地登記簿上 ます。 の 路線 土地 の昨の の 状 年 使 地

の る)課税明! 細あ

確認 して L 再建築価格×経年減点補正率

地対

まし た。

こください。納税通知書の

のため、 調整して 上げて評価額に近づけて 税額が急増することになります。 をそうが、一 引き続きこの調整措置が適用 の います。 課税標準額 まま課税標準額とするとのような地域ではその評 今回の を緩や 評価替えで いくように かに引 そ ŧ 価 さ

りますので、納税通知書課税内容が変わっていまいを見直す調査も行いま

Ιţ

17 広報あきた 3月14日号